

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
電話交換機更新工事 石川県金沢市新神田4-3-10 北陸財務局 令和5年3月8日～令和5年3月31日 「電気通信工事」	支出負担行為担当官 北陸財務局総務管理官 鈴木 盛雄 石川県金沢市新神田4-3-10	令和5年3月8日	扶桑電通株式会社 金沢営業所 石川県金沢市本町2-15-1	6010001055706	一般競争入札	9,971,500円	9,900,000円	99.2%				

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
該当なし													

（注1）「随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由」欄における括弧書きの根拠区分は、以下の随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分である。

イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの

（イ） 法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの

（ロ） 条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの

（ハ） 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの

（ニ） 地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの

ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む。）

ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等

ニ その他

（イ） 防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等

（ロ） 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）

（ハ） 郵便に関する料金（信書に係るものであって料金を後納するもの。）

（ニ） 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入

（ホ） 美術館等における美術品及び工芸品等の購入

（ヘ） 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの

（注2）公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
令和5年度北陸財務局所管合同庁舎外計4施設で使用する電気（共同調達） 1,417,500kwhほか 令和5年4月1日～令和6年3月31日	支出負担行為担当官 北陸財務局総務管理官 鈴木 盛雄 石川県金沢市新神田4-3-10 ほか19官署	令和5年3月23日	ゼロワットパワー株式会社 千葉県柏市若柴178-4 柏の葉キャンパスK01L	1040001089656	一般競争入札	同種の他の契約の 予定価格を類推させる 恐れがあるため 公表しない。	基本料金単価 1,497.75円/kW 夏季電力量単価 20.29円/kWh その他季電力量単価 20.29円/kWh	—				単価契約 予定調達総額 99,748,501円 分担契約 分担予定額 13,240,125円
令和4年北陸財務局所管合同庁舎外1施設で使用する電気（共同調達） 1,389,600kwhほか 令和4年1月1日～令和4年12月31日	支出負担行為担当官 北陸財務局総務管理官 鈴木 盛雄 石川県金沢市新神田4-3-10 ほか14官署	—	日立造船株式会社 大阪府大阪市住之江区南港北1-7-89	3120001031541	一般競争入札	—	—	—				単価契約 分担契約 令和4年度支払実績額 4,520,404円

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
新神田合同庁舎で使用する電気 155,900kWh 令和5年1月1日～令和5年3月31日	支出負担行為担当官 北陸財務局総務管理官 鈴木 盛雄 石川県金沢市新神田4-3-10	-	北陸電力送配電株式会社 富山県富山市牛島町15-1	4230001017826	入札が不調となり、電気事業法第20条第1項で定められた電気最終保障供給約款による電力の需給を受けざるを得ない状況にあり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため（根拠区分：ニ（ロ））	-	-	-				単価契約 令和4年度支払実績額 3,176,304円	
料金後納郵便 一式	支出負担行為担当官 北陸財務局総務管理官 鈴木 盛雄 石川県金沢市新神田4-3-10	令和4年4月1日	日本郵便株式会社北陸支社 石川県金沢市上堤町1-15	1010001112577	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、日本郵便株式会社以外に競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため（根拠区分：ニ（ハ））	2,300,669円	¥84円ほか	100.0%				単価契約 令和4年度支払実績額 2,455,212円	
固定電話通信サービス提供業務 一式	支出負担行為担当官 北陸財務局総務管理官 鈴木 盛雄 石川県金沢市新神田4-3-10	-	西日本電信電話株式会社 大阪府大阪市都島区東野田町4-15-82	7120001077523	予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため（根拠区分：ニ（ロ））	-	-	-				長期継続契約 単価契約 令和4年度支払実績額 2,163,544円	

（注1）「随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由」欄における括弧書きの根拠区分は、以下の随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分である。

イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの

（イ）法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの

（ロ）条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの

（ハ）閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの

（ニ）地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの

ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む。）

ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等

ニ その他

（イ）防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等

（ロ）電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）

（ハ）郵便に関する料金（信書に係るものであって料金を後納するもの。）

（ニ）再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入

（ホ）美術館等における美術品及び工芸品等の購入

（ヘ）行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの

（注2）公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。